

平岡会計だより

2025.12 Vol. 192

発行元



税理士法人 平岡会計事務所
大阪府中央区天満橋京町1番26号
尼信天満橋ビル7階
TEL06(6966)5858 FAX06(6966)5868
<http://www.hiraoka-kaikei.jp/>

<目次>

税務》“特定親族特別控除”ができました……………	P 2
特集》住宅ローン控除における「調書方式」とは……………	P 3
労務》労働条件通知書の交付について……………	P 4

～下請法は取適法（とりてきほう）に改正されます～

サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させることを目的に、下請法が改正され、その規制範囲が拡大されます。これに伴い、法律の名称は「中小受託取引適正化法（通称：取適法）」に変わり、令和8年1月1日以後の取引から適用が開始されます。

取適法は、適用対象となる中小受託者の範囲を、取引の内容と資本金または従業員数の基準から定めており、発注者側（親事業者）がこの基準のいずれかに該当する場合に適用されます。例えば、資本金が1,000万円を超える会社が1,000万円以下の会社に発注するケースなどが該当します。

対象となる取引は、従来の製造委託、修理委託、情報成果物作成委託、役務提供委託の4つに加え、新たに特定運送委託、特に発荷主が運送事業者に対し物品の運送を委託する取引が追加され、大きく5つの取引とされました。

主な規制の見直しとして、代金支払いの適正化が図られました。手形やファクタリングによる支払い、および売掛金から振込手数料を差し引いて代金を支払う行為は、不当な代金の減額と見なされ禁止されます。また、価格交渉の協議に応じないことも禁止行為となります。自社の取引が取適法の対象となる相手や取引内容に該当するか確認しておくことが求められます。

（梅野広二）



～ “特定親族特別控除” ができました～

令和7年度税制改正では、大学生年代がより活発に働けるよう、特定親族特別控除が新設されました。先月号でも触れてはおりますが今回はフローチャートで解説させていただきます。

受けられるのは、扶養控除？ 特定親族特別控除？

【スタート】

19～22歳の親族※（平成15年1月2日～平成19年1月1生まれ）がいる

※6親等内の血族もしくは3親等内の姻族（里子を含む）

その親族は、次のいずれにも当てはまらない方ですか？

【扶養控除・特定親族特別控除の対象外となる親族】

- ① 申告者の配偶者
- ② 青色事業専従者として給与を受け取っている
- ③ 白色事業専従者
- ④ 他の所得者の扶養親族や特定親族等となっている

いいえ

はい

その親族は、申告者と生計を一にしていますか？

同居である必要はありません。

勤務、修学、療養等の都合で別居していても、生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合は、「生計を一にしている」となります。

いいえ

はい

その親族の令和7年分の合計所得金額は？

カッコ内は給与収入のみの場合の金額

58万円以下
(年収123万円以下)

58万円超123万円以下
(年収123万円超188万円以下)

123万円超
(年収188万円超)

特定扶養親族に該当
扶養控除の対象
(控除額63万円)

特定親族に該当
特定親族特別控除の対象
(控除額63万円～3万円)

いずれも
対象外

(作成:安武正己)



住宅ローン控除における「調書方式」とは

令和4年度税制改正により、住宅ローン控除を適用する際の手続の簡便化として、年末の借入残高について、これまでの年末残高証明書を用いる「証明書方式」から、年末残高調書を用いる「調書方式」とされました。

ただし、債権者が「調書方式」に対応するためのシステム改修等への対応が困難な場合には、引き続き「証明書方式」とすることができる経過措置が設けられています。国税庁HPで「調書方式」に対応した金融機関が公開されています。



(国税庁HP)

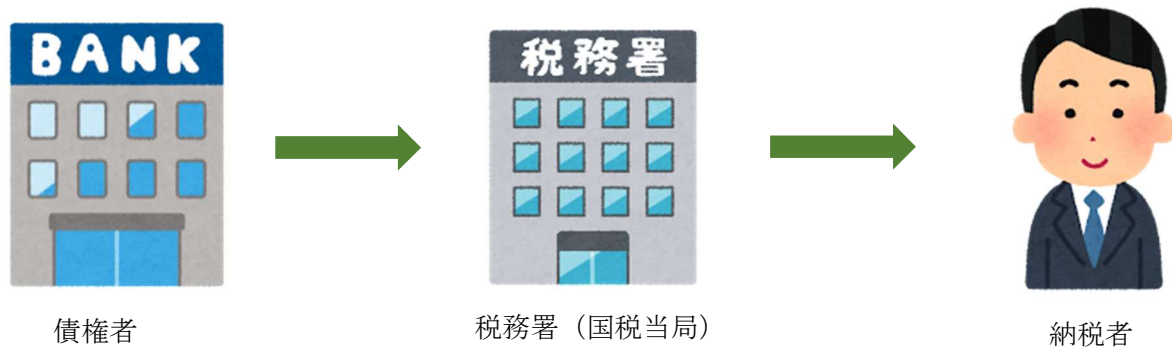
○証明書方式（従来）

住宅ローン控除を適用する際に、納税者が金融機関などの住宅ローン債権者（以下、債権者）から交付を受けた年末残高証明書を税務署（年末調整時は勤務先）に提出する方



○調書方式

債権者が税務署に「住宅取得資金に係る借入金等の年末残高等調書（以下、「年末残高調書」といいます。）」を提出し、国税当局から納税者に住宅ローンの「年末残高情報」を提供する方式



「調書方式」は、令和6年1月1日以降に居住を開始した人から順次適用されることから、年末調整で調書方式による住宅ローン控除が初めて適用されるのは、令和7年分となります。

令和7年分の年末調整で調書方式による住宅ローン控除の適用を受ける場合には、まず、住宅ローン控除の適用を受けようとする納税者本人が金融機関等に適用申請書を提出し、その後、税務当局から住宅ローンの「年末残高情報」がマイナポータル等を通じて納税者に通知されます。

その「年末残高情報」を納税者がマイナポータルを通じて取得した上で、「証明書兼申告書」を勤務先に提出することが必要となります。納税者が勤務先に提出する控除証明書等に、「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」の添付が不要となります。

「調書方式」の場合、控除証明書の「備考」欄に納税者がご自身で「調書方式に対応する金融機関からの借入れ」など、調書方式に対応する金融機関からの借入れである旨の記載が必要です。

労働条件通知書の交付について

労働基準法に基づき労働契約を締結する際には、労働条件通知書の交付が義務化されています。使用者は労働者に対して賃金、労働時間及びその他の労働条件を明示しなければなりません。交付を怠ると法令違反となりますので、注意が必要です。

【交付が必要なタイミング】

○入社時

新卒社員や中途採用した社員が入社するときに通知書を発行する必要があります。

もし内定者が早めに労働条件の明示を希望する場合は、内定の承諾前でも労働条件通知書を渡すことで、急な内定辞退や入社後のトラブルを防ぐことにもつながります。

○契約更新時

正社員だけでなく、契約社員やパートなど有期雇用の従業員の契約を更新するときにも、原則として通知書を発行する必要があります。

○労働条件変更時

具体的には、正社員の労働条件を変更する、定年退職した従業員を再雇用する、派遣社員を直接雇用する、パートやアルバイトとして雇用していた従業員を正社員に登用するなどの場合です。昇給・降給や新たに手当を付与する等の場合には必要ありません。

【労働条件通知書に明示する事項】

通知書に必ず明示しなくてはならない「絶対的事項」は、以下の6つです。

1. 労働契約の期間に関する事項
2. 期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準に関する事項
3. 就業の場所及び従すべき業務に関する事項
4. 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇並びに労働者を二組以上に分けて就業させる場合における就業時点転換に関する事項
5. 賃金（退職手当及び臨時に支払われる賃金等を除く。）の決定、計算及び支払いの方法、賃金の締切り及び支払の時期
6. 退職に関する事項（解雇の事由を含む。）

【その他について】

- ・労働条件通知書の様式は、厚生労働省のホームページからダウンロードできますのでご利用ください。[主要様式ダウンロードコーナー（労働基準法等関係主要様式）](#) | 厚生労働省
- ・令和8年4月頃を目途に、社会保険の被扶養者の認定における被扶養者の年間収入は、労働条件通知書等の契約内容を基準とする見込です。家族の社会保険の被扶養者になる場合は通知書等の添付が必要になります。

（作成：浜崎千絵）



～年末調整の勉強会を行いました～

11月上旬、当事務所にて「令和7年版 年末調整」の勉強会を行いました。対面開催とオンライン開催の両方を行い、改正内容や実務上の留意点について解説いたしました。ご参加いただいた皆様ありがとうございました。今後も実務に役立つテーマで定期的に勉強会を開催していく予定です。今回ご都合が合わなかった方も、次の機会にぜひご参加ください。また、皆さまの「こんな内容を知りたい」という声もお待ちしております。

（土谷）

